

令和5年度 第1回鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会

日 時： 令和5年8月22日（火） 午後1時30分
場 所： 鳥栖市役所2階第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状の交付

4 議 題

1) 会長・副会長の選出

2) 鳥栖市高齢者福祉計画の趣旨及び策定体制について P 1

3) 第9期鳥栖市高齢者福祉計画の評価・課題及び
第10期鳥栖市高齢者福祉計画の基本的な考え方について P 4

4) 鳥栖市における高齢者を取り巻く現状と課題について P 8

5) 第10期鳥栖市高齢者福祉計画の基本理念及び基本目標について P14

5 第10期鳥栖市高齢者福祉計画の策定スケジュールについて P16

6 その他

7 閉 会

議題 1 鳥栖市高齢者福祉計画の趣旨及び策定体制について

(1) 計画策定の趣旨（必要性）について

「高齢者福祉計画」は全ての高齢者を対象とした本市の高齢者福祉に関する計画であり、主に介護保険給付対象サービス以外の、高齢者に係わるサービスの必要な見込量や整備計画等を示すものです。

現在の第9期計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画となります。

老人福祉法 第20条の8 第1項 第7項	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体的なものとして作成されなければならない。
-------------------------------	---

介護保険法 第117条 第1項 第6項	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
------------------------------	--

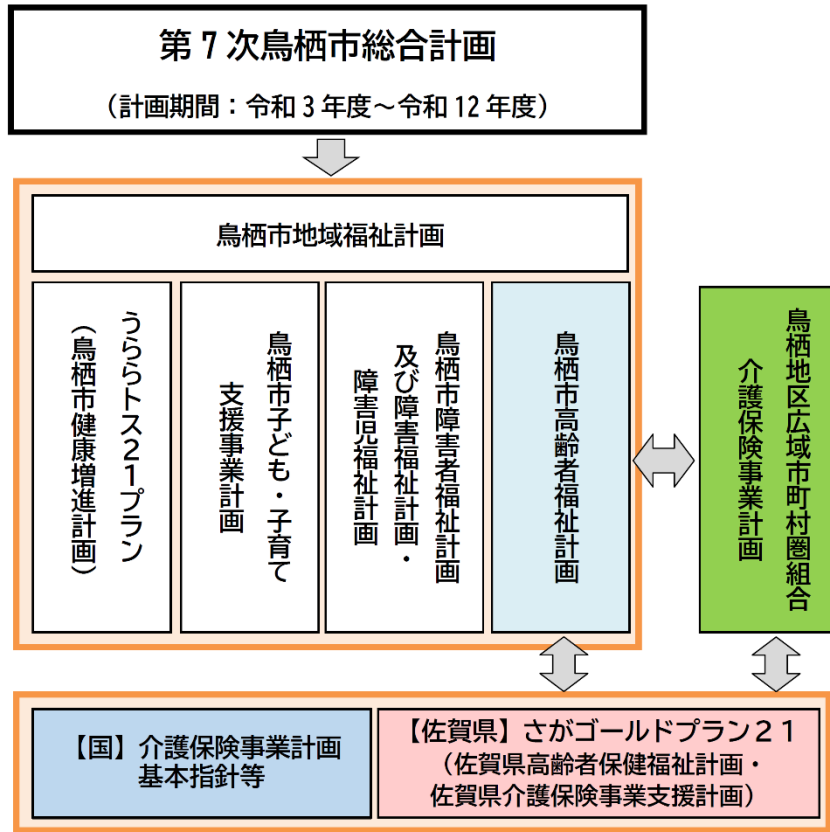
高齢者福祉計画 (老人福祉計画)

高齢者福祉計画とは鳥栖市における高齢者に関する政策全般にかかわる計画であり、介護保険の対象とならない高齢者福祉サービスはもとより、その他の関連施策も計画の対象。

介護保険事業計画

介護保険事業計画とは鳥栖地区広域市町村圏組合が行う介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施に関する計画。

(2) 計画の位置づけ



(3) 計画期間

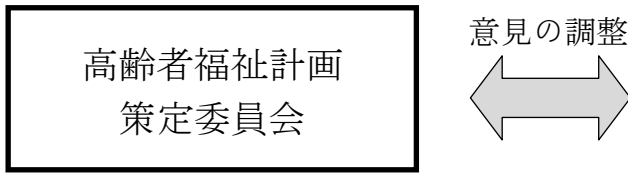
今回策定する「鳥栖市高齢者福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とします。

また、計画策定にあたっては、団塊ジュニア世代が65歳に達するとともに、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者の増加、生産年齢人口が急減することが見込まれる令和22(2040)年度を見据えた長期視点でこれを行うこととします。

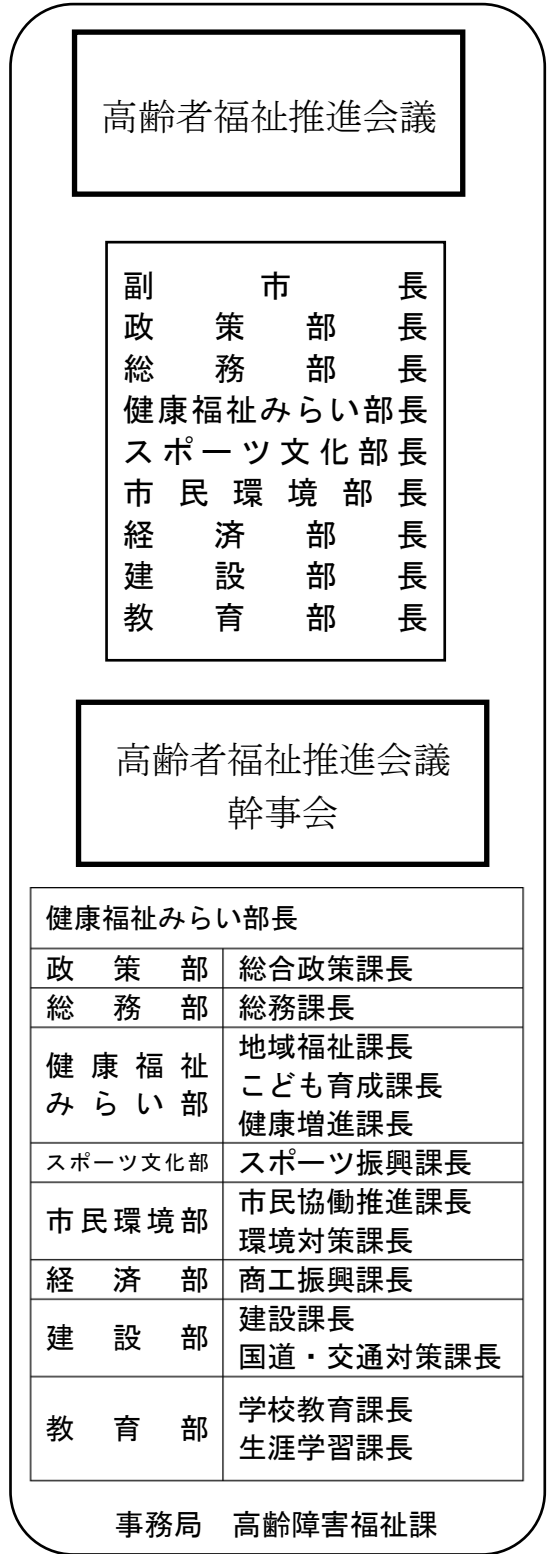
元号	令和								22年 (2040年)	
	3年 (2021年)	4年 (2022年)	5年 (2023年)	6年 (2024年)	7年 (2025年)	8年 (2026年)	9年 (2027年)	10年 (2028年)		
スケジュール	令和22(2040)年度を見据えた中長期視点からの計画									
	第9期高齢者福祉計画 (計画見直し)									
	第8期介護保険事業計画 介護保険料(3か年間) (計画見直し)									
				第10期高齢者福祉計画 (計画見直し)						
				第9期介護保険事業計画 介護保険料(3か年間) (計画見直し)						

(4) 策 定 体 制

(資料 1-1、1-2)



区 分	団 体 名	役 職 名	氏 名
学識経験者	鳥栖三養基医師会	理事	山津 善保
	鳥栖地区地域 リハビリテーション 広域支援センター	センター長	熊谷 隆史
福祉関係の 代表者	佐賀県老人福祉施設 協議会	会長	門司 誠一
	公益社団法人 佐賀県社会福祉士会	理事	荒木 千史
	鳥栖地区介護支援 専門員協議会	会長	大石 良美
	社会福祉法人 鳥栖市社会福祉 協議会	常務理事	石橋 哲文
公共団体の 代表者	鳥栖保健福祉事務所	企画経営課長	西牟田 美也子
	鳥栖地区広域 市町村圏組合	介護保険課長	横 浩喜
市民の 代表者	鳥栖市老人クラブ 連合会	副会長	長野 敏子
	鳥栖市区長連合会	会長代理	中原 秀満
	鳥栖市民生委員 児童委員連絡協議会	麓地区民生委員 児童委員協議会 会長	有馬 美代子



**議題2 第9期高齢者福祉計画（令和3年度～令和5年度）の評価・課題
及び第10期鳥栖市高齢者福祉計画の基本的な考え方について**

(1) 第9期鳥栖市高齢者福祉計画の評価・課題 (資料2, 3)

基本目標1 地域参加と健康づくりの推進

(評価)

視点1 《社会参加への支援》

指標	第9期計画 策定時実績値 (令和元年度)	目標値 (令和4年度)	現状値 (令和4年度)	評価
会・グループへの参加割合※ (介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査)	58.9%	65.0%	63.0%	×

(※) ボランティア、スポーツ、趣味、学習・教養、介護予防のための通いの場、老人クラブ、町内会・自治会、収入のある仕事のいずれかに1つ以上参加している者の割合

(主な課題)

- 新型コロナウイルスの影響で、これまで活動の自粛等が行われてきたが、社会参加を促す事業の周知および参加・利用の啓発を強化していく必要がある。
- 高齢者人口の増加が見込まれる中で、社会参加・生きがいを支援するため、多様なニーズに応じた様々な分野での取り組みが必要である。

視点2 《介護予防の推進》

指標	第9期計画 策定時実績値 (令和2年度)	目標値 (令和5年)	現状値 (令和5年)	評価
要支援・要介護認定者の割合	17.0%	17.5%以内	17.5% (令和5年 5月末現在)	○

(主な課題)

- 新型コロナウイルスの影響で、活動の自粛等が行われてきたが、徐々に介護予防活動も再開しつつある。しかし、参加者の固定化がみられる事業があり、より多くの地域参加の機会形成や介護予防の取組促進のため、新規の参加者に向けた周知の強化が必要である。
- 教室参加時だけでなく、自宅に戻った後にもできるセルフケアを啓発していく必要がある。
- 一般介護予防事業の中には、活動の自主組織化に向けて事業の実施方法について検討を要する事業がある。

基本目標2 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進

(評価)

視点3 《地域の支え合い》

指標	第9期計画 策定時実績値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	現状値 (令和5年 7月現在)	評価
新しい生活支援 サービスの創出	—	令和5年度 までに1件	0件	×
協議体の 開催数	未設置	4回	2回	×

(主な課題)

- 引き続き生活支援コーディネーターと連携し、地域資源の発掘やネットワークの構築を行う必要がある。
- 生活支援サービス事業は、新規事業の創出まで至っておらず、引き続き情報収集や人材育成、サービス提供団体への支援が必要である。
- 地域の中で困りごとの共有を図りながら、支え合いについて理解を深め、多様な主体の連携を強化する必要がある。

視点4 《安心して暮らすための仕組みの構築》

指標	第9期計画 策定時実績値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)	現状値 (令和5年度 見込み)	評価
徘徊高齢者 QRコード登録者数	29人	50人	45人	×

(主な課題)

- 高齢者等見守りネットワーク事業については、協力事業者の拡大および連携強化を図るとともに、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために事業の周知を強化し、事前登録を推進していく必要がある。
- 食の自立支援事業、福祉電話事業、在宅寝たきり老人介護見舞金など事業を必要とする方への利用につながるよう市民への周知を強化していく必要がある。
- 福祉有償運送は運転手の確保が難しく事業継続が難しくなっている。

基本目標3 地域における多職種連携の推進

(評価)

視点5 《認知症高齢者支援の推進》

指標	第9期計画 策定時実績値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	現状値 (令和5年度 見込み)	評価
認知症サポーター 養成講座参加者数	558人	750人	750人	○

(主な課題)

- 認知症サポーター養成講座は新型コロナウイルスの影響で開催依頼が減少したが認知症高齢者の増加が見込まれるため、事業の周知を行っていく必要がある。また、生活関連企業との連携（職域サポーターの育成）を図っていく必要がある。
- 認知症地域支援推進員が多様な主体と連携し、認知症の人や家族支援者と認知症サポーターをつなぐ仕組みづくりの検討が必要である。
- 認知症カフェ新設のために担い手の育成や啓発を行っていく必要がある。

視点6 《専門職種との連携強化》

指標	第9期計画 策定時実績値 (令和元年度)	目標値 (令和4年度)	現状値 (令和5年度)	評価
成年後見制度 内容の認知度 (鳥栖市独自調査)	28.9%	35.0%	32.0%	×

(主な課題)

- 成年後見制度については相談体制の整備を進めていくとともに、市民に制度の周知を図る必要がある。
- 自立支援ケア会議は「個別課題の検討」のみならず「地域課題の抽出」までつなげていく必要がある。
- 在宅生活における様々な課題に対応できるよう、医療や介護をはじめとする専門職種との連携を強化していく必要がある。

(2) 第10期鳥栖市高齢者福祉計画の基本的な考え方

第9期鳥栖市高齢者福祉計画（令和3年度～令和5年度）の3年間は、新型コロナウイルスの流行により、地域の自主的な活動、市の支援事業、関係者間での協議等、多くの取組が思うように進みませんでした。

第10期計画は、第9期計画と同様に、団塊の世代が75歳に達する令和7（2025）年及び団塊ジュニア世代が65歳以上に達する令和22（2040）年を見据えた計画であるため、第9期計画を踏襲しつつ策定していきます。

また、国は、第9期介護保険事業計画の策定に向け、社会保障審議会介護保険部会において、次のような考えを示していることから、一体的に作成する高齢者福祉計画においてもその趣旨を反映するよう努力することとします。

【参考資料】（厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会（第107回）「基本指針の構成について」より）

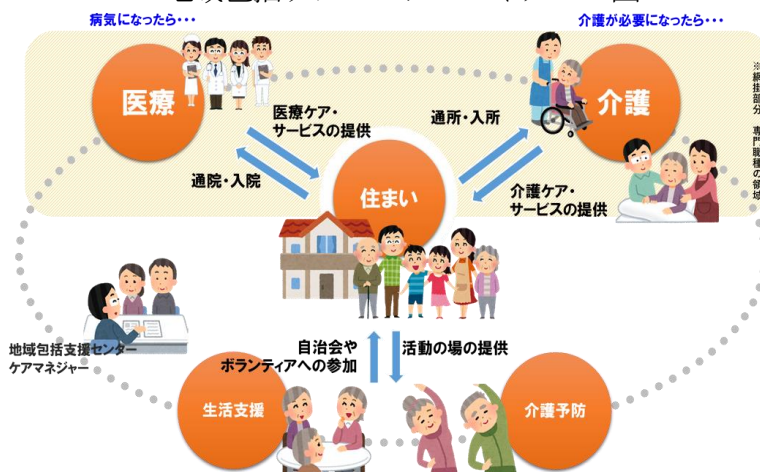
<国の基本的な考え方>

- 第9期介護保険事業計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎える。
- 高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれる。
- 都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性向上を図るための具体的な施策や目標について、優先順位を検討したうえで、介護保険事業計画に定めることが重要。

<第9期介護保険事業計画の基本指針の見直しのポイント>

1. 介護サービス基盤の計画的な整備
 - ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ②在宅サービスの充実
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - ①地域共生社会の実現
地域共生社会とは…制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
 - ②医療・介護情報基盤（介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報システム）の整備
 - ③保険者機能（介護保険制度の適正な運営、被保険者の介護予防・重度化防止に資する取組等）の強化
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

地域包括ケアシステムのイメージ図



議題3 鳥栖市における高齢者を取り巻く現状と課題

(1) 高齢者人口と将来推計

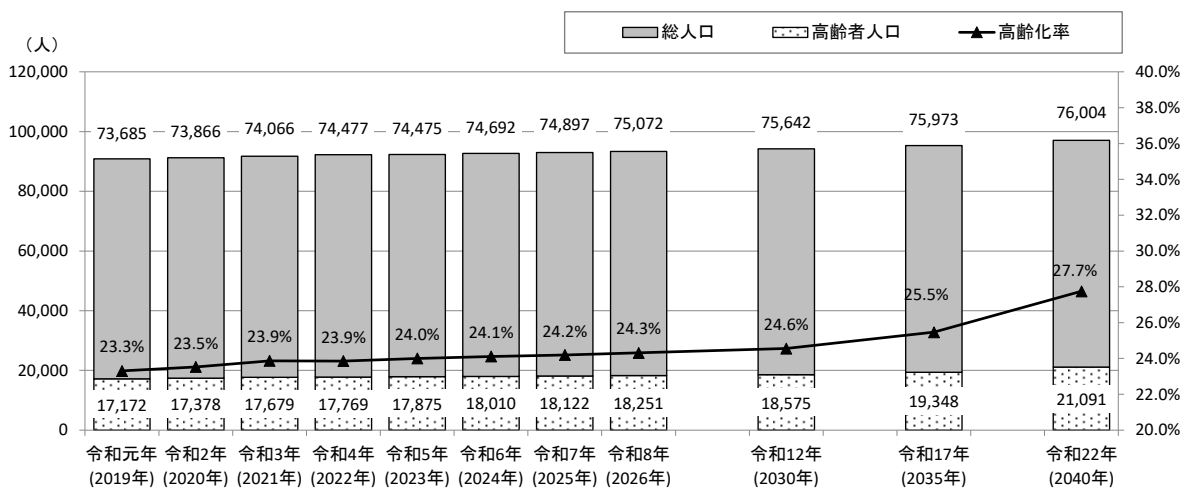
○高齢者（65歳以上）人口と将来推計

令和5年の高齢者人口（65歳以上）は17,875人となっており、令和8年（2026年）には18,251人、令和22年（2040年）には21,091人と増加する見込みです。

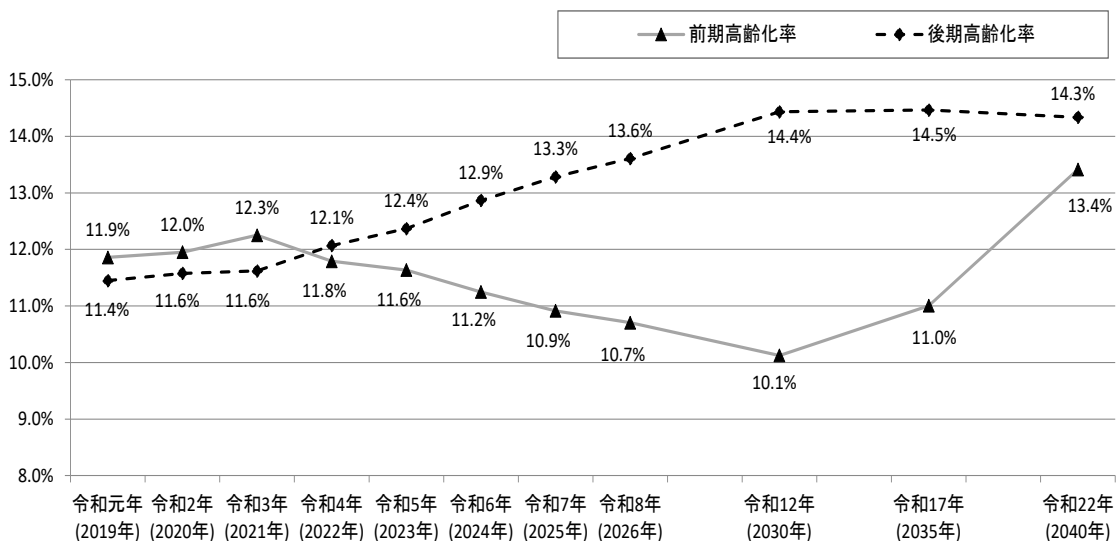
高齢化率については、令和12年（2030年）頃までは後期高齢化率が上昇し、前期高齢化率は減少する見込みです。その後、令和22年（2040年）までに後期高齢化率はやや減少し、前期高齢化率は上昇する見込みです。

医療と介護双方のニーズを有しやすい85歳以上人口についても令和22年（2040年）にかけて増加する見込みです。

総人口と高齢者人口、高齢化率（鳥栖市）

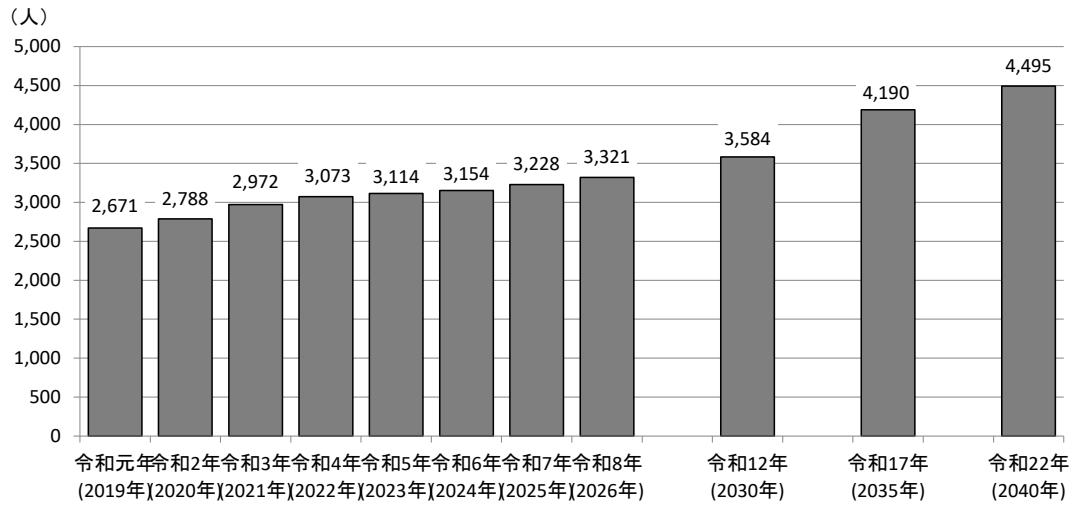


前期高齢化率と後期高齢化率（鳥栖市）



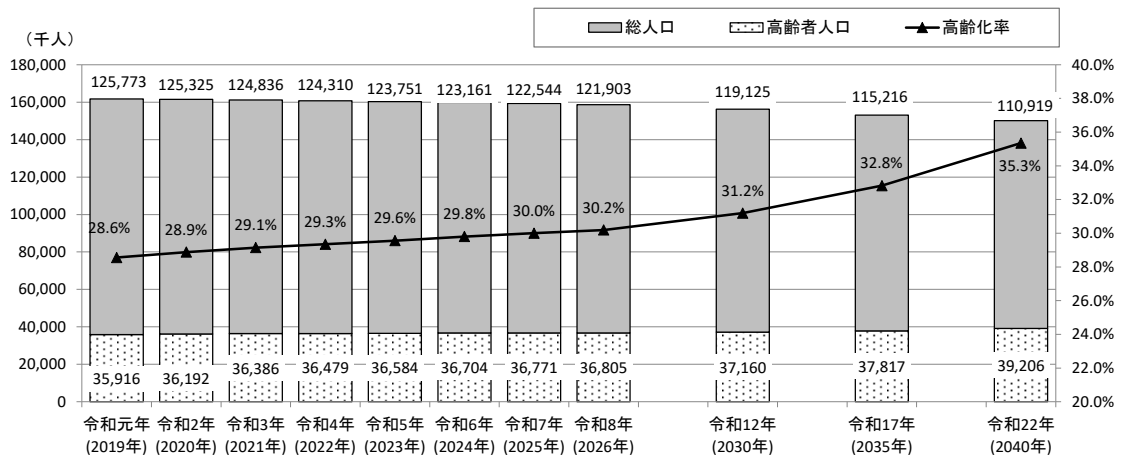
※令和5年までは住民基本台帳（令和元年～令和4年：9月末現在実績、令和5年のみ5月末現在実績）の実績値
 ※令和6年以降は、実績値の推移に基づいた推計値

85歳以上人口（鳥栖市）

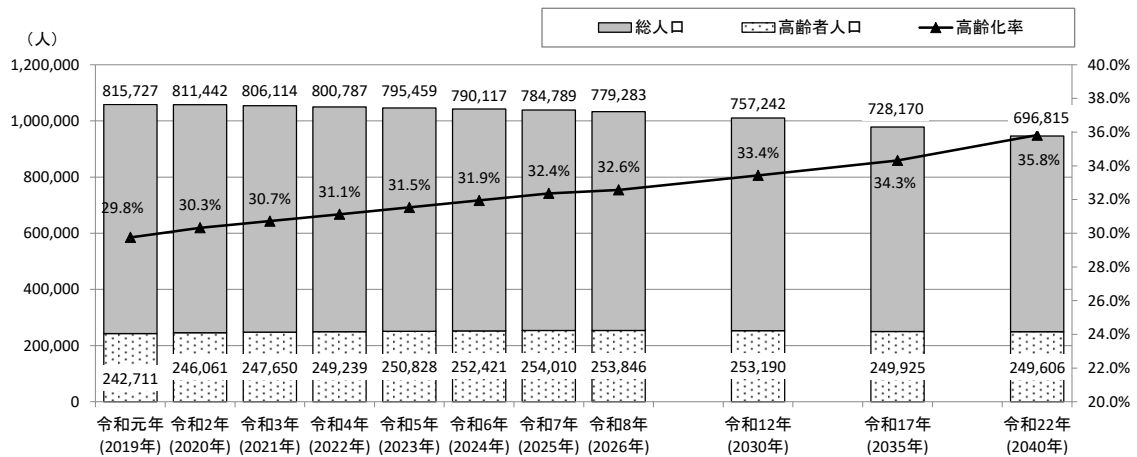


※令和5年までは住民基本台帳（令和元年～令和4年：9月末現在実績、令和5年のみ5月末現在実績）の実績値
 ※令和6年以降は、実績値の推移に基づいた推計値

【参考】総人口と高齢者人口、高齢化率（全国）



【参考】総人口と高齢者人口、高齢化率（佐賀県）



※国立社会保障・人口問題研究所による平成27年国勢調査に基づいた推計より抜粋
 ※令和2年国勢調査に基づいた推計は、令和5年中の公開が予定されている

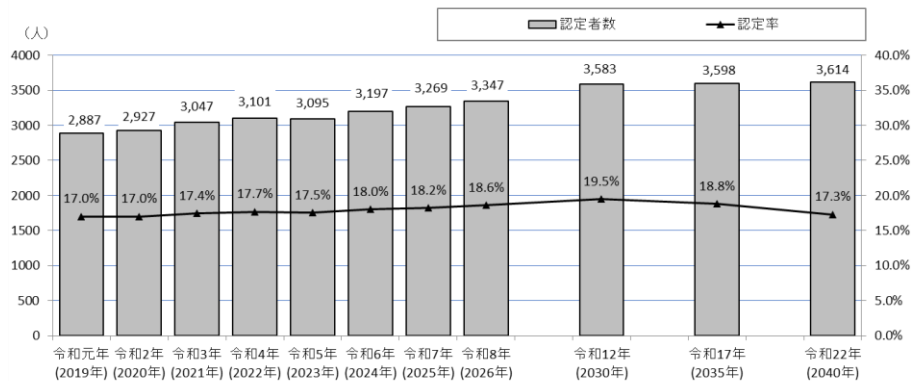
○要支援・要介護認定者、認知症高齢者、高齢者のみ世帯数及び独居高齢者数（鳥栖市）

令和5年の要支援・要介護高齢者は17.5%となっており、令和22年（2040年）にかけて増加する見込みです。令和12年以降は高齢者人口に占める前期高齢者数の割合が増加するため、認定者数の伸びはやや抑制され、認定率も低下していく見込みです。

令和5年の認知症高齢者数は3,575人と推計され、令和22年（2040年）にかけて増加が予想されます。

令和5年の高齢者のみ世帯は8,174世帯で、そのうち独居高齢者は4,711人となっており、いずれも令和22年（2040年）にかけて増加する見込みです。

要支援・要介護認定者数、認定率（鳥栖市）

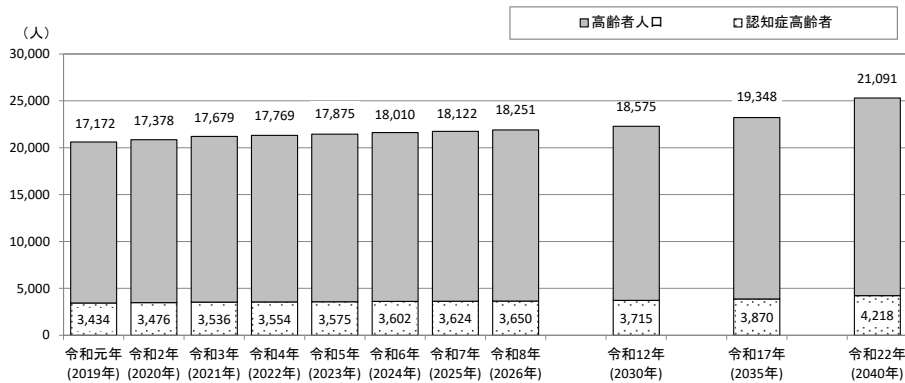


※令和5年までは実績値（令和元年～令和4年：9月末現在実績、令和5年のみ5月末現在実績）

※令和6年以降は、人口の実績値・推計値、認定者の実績値の推移に基づいた推計値

※認定率＝認定者数÷第1号被保険者（住所地特例の者を除く）

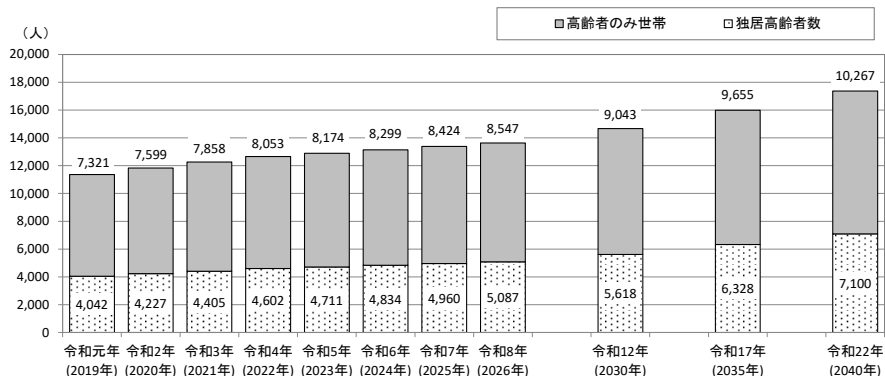
高齢者人口に占める認知症高齢者数の推計値（鳥栖市）



※認知症高齢者については、65歳以上人口に認知症推定値有病率20%を乗じて算出

厚生労働省 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要より

高齢者のみ世帯数及び独居高齢者数（鳥栖市）



※令和5年までは実績値（令和元年～令和4年：9月末現在実績、令和5年のみ5月末現在実績）

※令和6年以降は、実績値の推移に基づいた推計値

(2) 高齢者の実態と意向（高齢者要望等実態調査）

（資料3）

高齢者要望等実態調査とは、3年を1期とする介護保険事業計画策定の前年に実施される、65歳以上の高齢者を無作為抽出し対象とした調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、成年後見制度に関するアンケート調査の3種類）です。日常生活圏域の高齢者の地域生活の課題を明らかにすることを目的としています。

- ・自分の力だけで生活が難しくなった場合の住まいの希望については、「介護サービスの支援を受けながら自宅で暮らしたい」の割合が50.6%で最も高く、半数となっている。（資料3のP5参照）
- ・生活機能のリスク該当者の割合では、「認知症」や「うつ」「転倒」の項目でリスク該当者が3割弱から5割強（前回4割弱から6割弱）。（資料3のP7参照）
- ・日常生活・社会参加指標の低下者の割合では、「社会的役割」の項目で低下者が63.6%（前回61.7%）。（資料3のP8参照）
- ・「趣味」があるかについては、70.7%（前回51.2%）があると回答し、「生きがい」があるかについては57.3%（前回43.7%）があると回答。（資料3のP9参照）
- ・地域での社会活動、グループ等への参加頻度について、『月1回以上』の参加者の割合をみると、「趣味関係のグループ」が19.9%（前回22.2%）、「スポーツ関係のグループやクラブ」については18.9%（前回18.6%）と回答。グループ活動等に「お世話役」として「是非参加したい」または「参加してもよい」と回答は31.4%（前回27.8%）と前回調査に比べて増加。（資料3のP10～13参照）
- ・参加してみたいボランティア活動は、「地域の自主サロン等高齢者が集まる場での支援」の割合が37.1%と最も高く、次いで「高齢者のゴミ出し等の簡単な生活支援」（29.6%）。（資料3のP16参照）
- ・地域で暮らし続けるために周りの人に助けてもらいたいことは、「災害時の手助け」の割合が36.8%（前回44.5%）と最も高く、次いで「病気などの緊急時の手助け」32.1%（前回34.7%）。（資料3のP23参照）
- ・認知症に関する相談窓口の認知度は21.2%。（資料3のP24参照）
- ・在宅の要介護認定者が、今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービスは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」20.7%（前回21.1%）、「外出同行（通院、買い物など）」18.5%（前回12.3%）。（資料3のP34参照）
- ・介護者が不安に思う介護については「入浴・洗身」が29.1%（前回29.0%）と最も高く、次いで「認知症状への対応」28.2%（前回31.9%）、「夜間の排泄」25.6%（前回26.1%）と回答。（資料3のP39参照）
- ・成年後見制度の認知度については、「制度の名前も内容も知らない」「制度の名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」と7割弱が回答。（資料3のP43参照）

(3) 地域が抱える課題（地域ケア会議より）

市内の4箇所の地域包括支援センターが行った地域ケア会議及び市主催の自立支援ケア会議（地域ケア会議）において検討された地域課題は、以下の3項目のとおりです。

地域課題① 地域で気軽に集まれる居場所づくりが必要
～現状・問題点（主なもの）～ <ul style="list-style-type: none">・ 通いの場や茶話会などが不足しているため、地域との関わりを持ちながら社会参加できる居場所づくりが必要・ 居場所づくりには地域格差があるため、どの地域でも気軽に集まれる居場所が必要 等
地域課題② 日常生活の困りごと（外出同行、送迎やゴミ出し等）を支援するサービスの検討が必要
～現状・問題点（主なもの）～ <ul style="list-style-type: none">・ 燃えるゴミ以外の資源物回収の場所が少なく、回収時間も短いため、持っていくことができず溜まっている・ 車を運転しない高齢者は、町中に住んでいても移動手段に困っている。・ 移動（買い物や受診など）に困るため、免許証返納を考えない又はためらっている方がいる。・ 通いの場は立ち上がっているが、距離があり歩いて行けない。家族の送迎も望めない。 等
地域課題③ 認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で暮らせる地域づくりや相談事業、地域住民への啓発の強化等、総合的な認知症高齢者支援が必要
～現状・問題点（主なもの）～ <ul style="list-style-type: none">・ 認知症の独居世帯や身寄りがいない高齢者などが増加している。・ 認知症に対する地域住民の理解が不足している。・ 認知症について身近な人からの相談や身内に発症した際の、手だてがわからない。 等

(4) 高齢者を取り巻く中長期的な課題

人口推計、各種アンケート調査、第9期計画検証結果及び地域ケア会議から把握した課題について、次のとおり整理します。

課題1 高齢者の社会参加の促進

- 新型コロナウイルスの影響で、様々な活動が制限されてきた。徐々に再開しつつあるが、参加者の固定化や減少がみられる。新規参加者・コロナ以前の参加者等に対して、改めて参加の呼びかけを行い、地域の活動、支え合いの再構築を行っていくことが必要。(第9期計画検証結果)

課題2 介護予防の取組の推進

- 要支援・要介護認定者、後期高齢者が今後増加することが見込まれる。さらに、認定を受けていない高齢者でも、運動器機能等の低下リスクを抱える高齢者が多くみられる。教室参加時だけでなく自宅でもできるセルフケアの啓発等、効果的な介護予防の取組が必要。(人口推計、アンケート調査、第9期計画検証結果、国の基本指針)
- 地域の自主的な活動の場の担い手の確保が必要。(第9期計画検証結果)

課題3 高齢者のニーズに対応した生活支援の仕組みの構築

- 新型コロナウイルスの影響もあり、生活支援サービス創出に向けた関係者間との協議が思うように進まなかった。関係者間の連携を強化し、多様なニーズに対応した高齢者を支える仕組みの構築が必要。(第9期計画検証結果)
- 買物が困難な方等が利用できる移動手段の確保、普段のゴミ出し、簡単な家事等の手伝い、病院への付き添い等が必要。(アンケート調査、地域ケア会議)
- 災害時の手助けの要望が多いことや避難場所を認知していない高齢者も一定数みられるため、緊急時に支援が必要な世帯の把握や支援体制の整備、避難場所等の周知が必要。(アンケート結果)

課題4 認知症高齢者支援の強化

- 新型コロナウイルスの影響で、認知症サポーター養成講座の減少等がみられた。認知症高齢者の増加が想定されるため、地域住民の認知症に対する理解促進も含め、地域における支援体制の構築・強化を図ることが必要。(人口推計、アンケート調査、第9期計画検証結果、地域ケア会議)
- 国の認知症施策推進大綱の中間評価や令和5年6月に成立した認知症基本法、今後国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえた取組を推進していくことが必要。(国の基本指針)

課題5 医療・介護をはじめとした多職種との連携強化

- 新型コロナウイルスの影響で、地域ケア会議等の開催が難しい時期があったが、今後も関係者間での会議を通じて、地域の課題を抽出・共有し、課題解決までつなげていくことが必要。(第9期計画検証結果)
- 後期高齢者人口(特に85歳以上人口)が今後増加することが見込まれるため、医療・介護をはじめとした多職種との連携を強化していくことが必要。(人口推計、第9期計画検証結果、国の基本指針)

議題4 第10期鳥栖市高齢者福祉計画の基本理念及び基本目標について

(1) 計画の基本理念

高齢者が、できる限り介護を必要とする状態に陥ることなく、住み慣れた地域で健康で生きがいを持って安心して暮らし続けるためには、超高齢社会への適切な対応と「自助・互助・共助・公助」の考え方による役割を踏まえた施策を展開することが重要です。

本計画では、従来の高齢者福祉計画の基本理念の考え方を踏襲しながら、第7次総合計画との整合を図り、高齢期の生活を地域全体で応援・支援することとし、「誰もがいきいきと暮らせる住み良い地域を目指して」を基本理念と定め、市民一人ひとりの生活の中で基本理念が実現されるまちづくりに向けた取組を進めていきます。

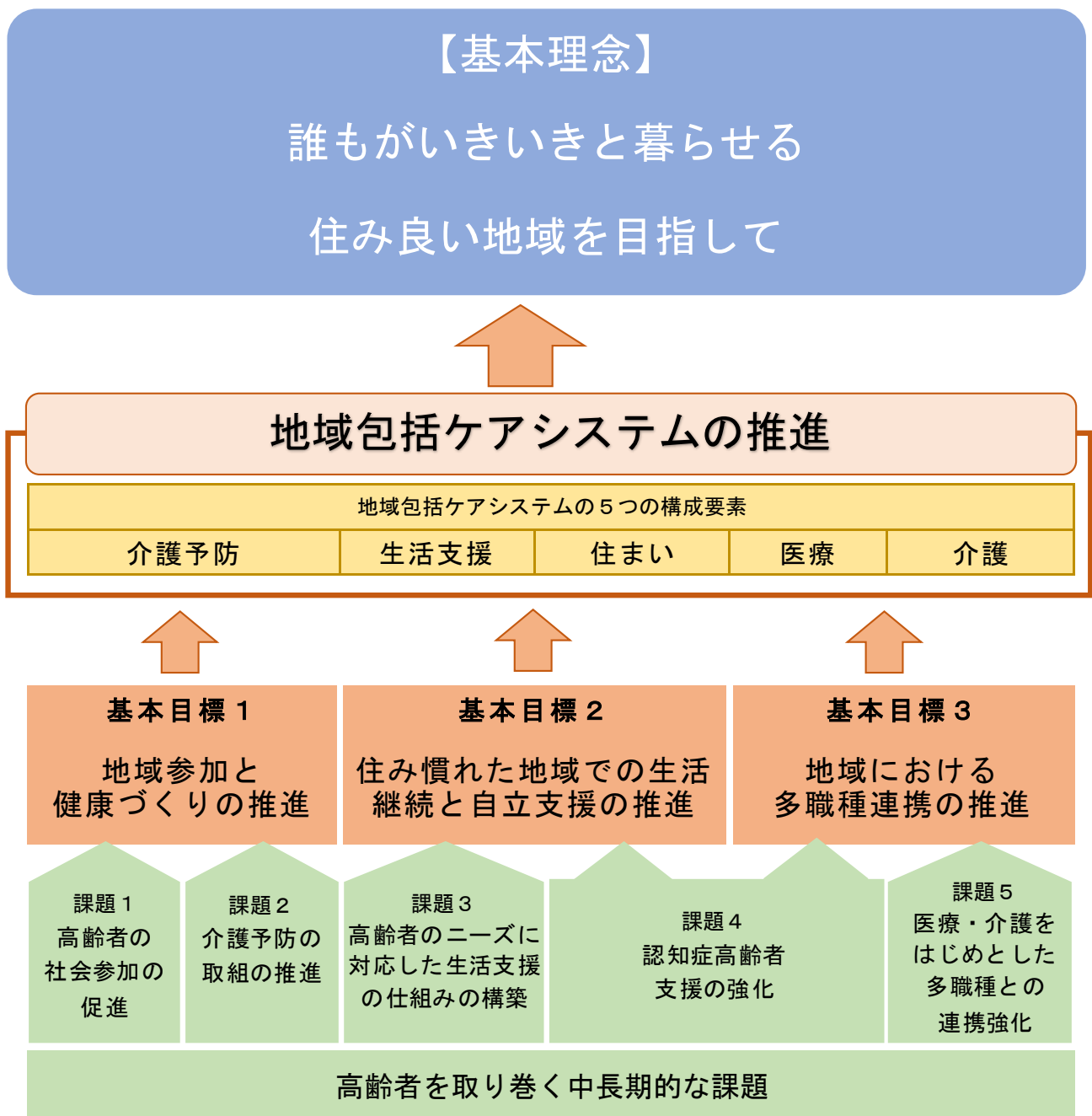
《基本理念》（仮）

誰もがいきいきと暮らせる
住み良い地域を目指して

(2) 基本目標

基本理念として掲げた「誰もがいきいきと暮らせる住み良い地域」の実現には、地域包括ケアシステムの推進が不可欠であるとともに、地域包括ケアシステムの推進こそが基本理念を実現していく上での要であると考えます。

そこで本計画では、地域包括ケアシステムの5つの構成要素である「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を一体的に提供できるケア体制を構築することで、高齢者が健康で生きがいを持って生活し、介護が必要になった場合でも住み慣れた地域で自分らしく、安心して、健やかに生活できるまちを目指していきます。



4 第10期鳥栖市高齢者福祉計画の策定スケジュール

	令和5年						令和6年																							
	7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月					
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
幹事会																														
推進会議				第1回合同																					第3回合同					
策定委員会						第1回									第2回															第3回
その他																														

第10期鳥栖市高齢者福祉計画策定の流れ

